

## ニュース断片

# オーストリアの社会保険改正



1969年1月1日に、オーストリアの社会保険が種々の点で改正された。以下はその概要である。

### 任意継続保険

年金保険の分野の任意継続保険は、今まで稼得能力が低いため年金が適用されなかつた者にも適用されることになった。また、保険料算定基礎最低額の引上げにより、この任意継続保険の保険料が引き上げられた。

養老院入所後5週目より年金に付加して支給される手当 *Hilflosenzuschuss* は、今まで中止されていたが、近くまた支給されること

になった。

### コンピューター過誤に対する対策

コンピューターの誤りに対する対策の第一段階として、給付請求者に何らの責任もない場合にも、過誤払いについて保険事務所は返還請求をすることができるという新しい規定が設けられた。

### 結婚の場合の返還金の廃止

結婚の場合のいわゆる支度金としての返還金は廃止された。

### 疾病保険の拠出報酬

#### 限度額の引上げ

保険料算定基礎最高額が、強制加入疾病保険の保険料算定基礎最高額である月4,050シリング（以前は3,600シリング）に統一された。これにより、任意継続疾病保険の保険料月額は195シリングになった。

年金受給者の疾病保険の保険料は、オーストリアと疾病保険に関する条約を結んでいない外国に定住している者については、徴収されないことになった。

### 年金受給者疾病保険への

#### 拠出金の引上げ

年金受給者疾病保険の財源は、月6.80シリングと年金の2.5%の間の年金受給者負担金によっては、きわめてわずかな部分しか貯われない。年金保険事務所は、一般財源から年金受給者の疾病保険保険料として、年金費用総額の一定割合を拠出することになっていが、この割合が8.7%から9.2%へ引き上げられた。1970年1月1日からは、これがさ

らに9.25%へ引き上げられることになっている。この拠出率引上げによる疾病金庫の収入増は、本年度において約1億シリングに達すると見られている。これによって疾病保険の悪い財政状態はいくらか緩和されることになる。

### 給付の改善

今回の改正は、収入面の改善を図るばかりでなく、同時に給付面の改善も行なった。すなわち、傷病手当金の支給期間が最高78週間に延長され、被扶養者の入院治療の場合の一部負担金が10%に引き下げられた。そのほか、家族手当の改善、分娩費の大幅な引き上

げ、死亡一時金の引上げなどがある。

### 農業災害保険

農業災害保険の年金が47%ほど引き上げられた。これによって、100%廃疾の場合に支給される完全年金は、月額592シリングから872シリングへ引き上げられた。

以上のように、オーストリア社会保険の全部門にわたって改正が行なわれ、収入および給付の両面の斬新的な改善が計られた。

Neuregelungen in der Sozialversicherung Österreichs, Arbeit und Sozialpolitik, Juli 1969, ss. 225~226.

(石本忠義 健保連)

## フランスの自営業者疾病保険制度

(フランス)

自営業者に対する強制疾病保険制度を設け

る1966年7月12日の法律によって、フランス



の全人口の98%が何らかの疾病保険制度によってカバーされることになっていたが、その後、制度の施行をみないまま放置されていた。ところが、昨年の5月危機を契機として急速に具体化が進み、今年の1月から実施されることになった。この制度は、給付条件等の点で被用者のための一般制度とやや異なり、ある意味でわが国の国民健康保険に類似している。

以下、制度の概要を紹介する。

### 1. 組織

全国金庫と地方共済金庫により運営されるが、全国金庫は、職人、商工業自営業者および自由業従事者という職種別に3つの部門に分かれており、地方共済金庫から選出される加入者代表と、医師、家族協会等の代表とかなる理事会によって管理される。

地方共済金庫は職種ごとに異なり、理事会は全国金庫と同様の構成をとっている。地方共済金庫の役割は、給付業務の管理、保健福祉事業、被保険者の登録加入業務等を行ない、保険料の徴収や給付事務は、相互扶助組合や共済組合などに委託することになってい